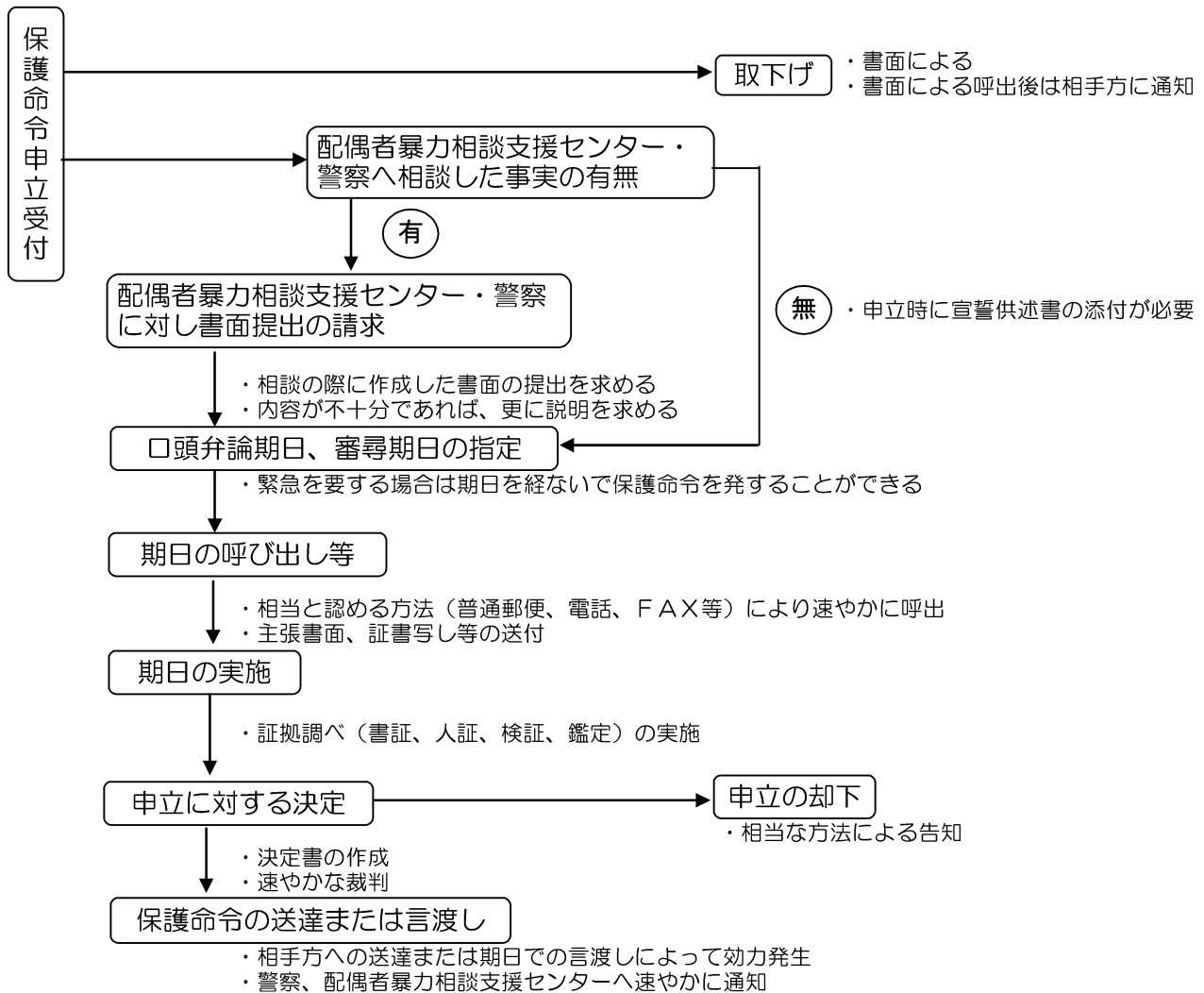


保護命令申立てのながれ



保護命令申立書の作成

保護命令の申立ては、一定の事項を記載した申立書を管轄の地方裁判所に提出して行います。

ア 保護命令申立書の記載事項

- ・ 当事者の氏名及び住所
- ・ 代理人（弁護士）の住所・氏名（代理人を立てない場合は不要）
- ・ 申立ての趣旨
- ・ 申立ての理由
- ・ 以前、保護命令が発せられた申立理由と同一の暴力を理由として申立てをする場合は、その旨と当該保護命令事件の表示
- ・ 申立人または代理人の郵便番号、電話番号、ファクシミリ番号
- ・ 送達場所の届出
- ・ 付属書類の表示、年月日、裁判所の表示、当事者または代理人の記名押印

イ 付属書類

- ・ 宣誓供述書（警察等に相談等をしたことがない場合）

＜宣誓供述書の作成＞

保護命令が迅速に発せられるためには、被害者が更なる配偶者の暴力によりその生命または身体に重大な危害を受けるおそれ大きいとの要件を速やかに判断し得る資料が整えられていることが必要です。支援センターの職員または警察職員には援助若しくは保護（以下「相談等」という。）を求めた事実がある場合には、裁判所からこれらに書面の提出や説明を求めることにより迅速な証拠の確保ができますが、これらに相談等を求めた事実がないため、それが不可能な場合には、客観的・定型的な信用力のある証拠であることが制度上担保されている宣誓供述書を申立書に添付します。

- ・ 弁護士が代理する場合は委任状
- ・ 主張書面及び書証の写し
- ・ その他（以下のものについても準備し、添付するとよい）
- ・ 戸籍謄本・住民票
- ・ 診断書や写真
- ・ 内縁関係の場合、その証する資料

ウ 保護命令の申立手数料

印紙代及び郵送代

印紙	1,000 円
郵便切手	500 円×4 組
	350 円×1 組
	50 円、80 円、20 円、10 円を各 2 組
	→合計 2,670 円

※詳しくは、地方裁判所等に問い合わせてください。